

京都大学	博士(文学)	氏名	望月直人
論文題目	近代中国の出陣 ― 変貌する東アジアの中の清仏戦争		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、清仏戦争に至るまでの、ベトナムをめぐる中国とフランスの関係を再検討することで、東アジアの国際関係の変化を新しい視点で描き出すものである。</p> <p>19世紀後半、いわゆる「属国」をめぐり、清と西洋列強・日本とのあいだで様々な問題が生じる。その一つに、清とフランスがベトナムをめぐって争った「越南問題」がある。この「越南問題」を引き金として起きた清仏戦争は、清仏両国の政界を動揺させただけでなく、東アジアとヨーロッパの国際関係に少なからぬ影響を及ぼした。また、清仏戦争は、清と欧米とが「属国」をめぐって戦火を交えるに至った唯一の事例であり、「東洋」と「西洋」の国際秩序の関係性を考える上で、重要なテーマとなる。</p> <p>清仏戦争の原因について、これまでの研究は以下の三つにまとめられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 清が宗主権を持つ「属国」ベトナムをフランスが植民地化したため衝突した。 ② 清とその「属国」の関係は西洋の国際体系に合致しないため、フランスは清越関係に留意せずにベトナムを植民地化し、軍事衝突に至った。 ③ 清は「属国」に対してほとんど不介入であったが、西洋列強の東漸や日本の勃興に対抗して「属国」への介入を強め、ベトナムや朝鮮で軍事衝突に至った。 <p>近年の研究では、③の論調が強くなりつつあるが、いずれにせよ伝統中国と西洋近代との対立、前者から後者へという流れで説明しようとするア・プリオリな傾向が存在する。しかし実際には、こうした図式に当てはまらない事例も存在する。それが1860年代末から続いていた清の越南遠征（以下、越南遠征）であり、それはフランスの眼前にあった清越関係が単に名目的と捉えられるものではなかったことを示唆している。本論文は越南遠征に注目し、この事実が清仏関係にいかなる影響を与えたかを検討し、清仏戦争の意味を再考する。</p> <p>第一章「フランス対清朝サイゴン条約通告と越南遠征」では1874年に締結された第二次サイゴン条約を翌年にフランスが清の総理衙門に通告した一件を扱う。当時は清軍によるベトナム領内での匪賊討伐が常態化していた。当時のフランス駐清公使館は、総理衙門の回答に手を加え、清軍が撤兵を応諾したように内容を改変した。その後、清軍が現実的に撤兵したことから、フランスは清越関係を「儀礼的」なものとして位置付け、清越関係の存続を許容する姿勢を取った。このことは、フランスにとって、越南遠征が自国によるベトナムの保護国化という両立しない清の宗主権を示すものであり、また清越関係がいわゆる「朝貢」や「冊封」に止まるものであれば、名目的なものとして位置付けて黙認することもできたことを示している。</p>			

第二章「清仏戦争前、フランスの清越関係観に関する一考察」では、フランス外務省の未公開文書を中心に、フランス内で一貫して存在していた清越関係をフランスが自己の権利として確保しようとしていた「保護」に見立て、その打破を主張する言説を取りあげた。もし清越関係が西洋の「保護」に相当すると見なすことができれば、フランスが目指すベトナムの保護国化と両立することは困難となり、清越関係を排除する必要が生じる。フランス側のこのような認識の背景にあったのは、清の越南遠征である。ゆえに、フランスは清の越南遠征を止めさせる必要があり、その結果、武力行使に出たのである。

第三章「同治・光緒越南遠征考：「自行辨理／自辨」言説について」では、1860年代末以来の清朝軍による越南遠征について、清越双方の言説を分析する。華人匪賊の侵入を抑えきれなかったベトナムは清にその鎮圧を要請した。清はベトナムが「属国」であるがゆえに派兵したのではなく、ベトナムに侵入した華人土匪が清の治安を脅かすがゆえに派兵した。しかし、両者とも越南遠征に対して終始複雑な心境を抱え続けている。すなわち、ベトナム側は清軍に頼らずに華人匪賊の処理を行おうと試み続け、清軍に撤兵を求める一幕もあった。他方、清側も、たびたびベトナムへの不介入方針を打ち出しながら、それにより匪賊が勢力を盛り返したことで、結局は出兵を繰り返す。こうした状況は、越南遠征が歴史的な中越関係史からみると例外的なものであったことを示唆している。

第四章「清仏戦争前における清朝対仏政策の転換過程」では、西洋的な「保護」の概念によって「属国」を理解するようになるなかで、清は「属国」への介入を強め、西洋諸国への対抗を模索していくが、以前から続いていた越南遠征に大きな影響を受けたことを示した。清の当局者は越南遠征を西洋の宗主権や保護権を自らが主張することが可能な材料と捉え、さらに越南遠征が長期にわたって行われてきたことから、フランスの撤兵要求に応じることを渋った。清仏戦争にいたる清仏関係は、歴史的にみればきわめて例外的な清越間の状況をめぐって展開したのである。

第一章から第四章までの所論を総合すれば、民間武装集団のベトナム蟠踞が清の越南遠征を招き、清仏戦争につながっていったとすることができる。19世紀の中国では民間の集団武装が進んだことで(社会の軍事化)、政治・社会・軍事に大きな変容をもたらされた。そればかりか、多くの研究が明らかにしているように、華人匪賊は国境を越えて拡散し、インドシナ半島の各地に甚大な影響を及ぼしていた。越南遠征は、東アジア全体の大きな変動の一コマでもあり、それが世界規模で影響を与えた清仏戦争へとつながっていったのである。

第五章「清仏戦時中国の主戦派」では、清仏戦争の勃発に大きな影響を与えた「清議」について論じる。「清議」は、旧来の華夷観念や中華的世界観から、「属国」との関係性を重視したとされる。しかし、1880年代の「清議」は、けっして伝統的な宗属関係への執着から対仏強硬論を展開したわけではない。「清議」は1870年代の内外の情

勢に対する危機感から生まれた過激な言論であり、その根柢には西洋的な国際観があった。むしろ開明的・現実的とされる李鴻章のほうが、旧来の形式的宗属関係にこだわるといふ、逆転した状況さえ見られた。

第六章「清仏戦争への道程」は、1884年の李・フルニエ協定と、その後の清仏開戦にいたる背景として、領土問題をめぐる清仏間の理解のずれを検討する。この過程で大きな役割を演じたのが「清議」であった。「清議」は「属国」への介入、あるいは併合を強く主張した。「清議」はベトナムへの介入に消極的だった李鴻章を開戦へと押しやった。

第七章「清英「ビルマ・チベット協定（一八八六年）の性質」では、「属国の喪失」という言説の定着を扱う。ベトナムをめぐる清とフランスの関係に見られたのと同様に、ビルマをめぐる清とイギリスの関係でも、やはり清は宗属関係にこだわった。ビルマ・チベット協定により、清は名目上ビルマを「属国」としてつなぎとめることに成功したが、協定締結直後から清はビルマを失ったという言説が広がった。中国近代史において著名な「属国の喪失」という歴史叙述は、歴史的事実というより、「危機感」と「屈辱感」を喚起することで現状の打開に結びつける言説として、19世紀末の清朝中国の知識人によって積極的に創り出されたディスクールであった。

(論文審査の結果の要旨)

中国はいつどのようにして近代的な国際関係に包摂されたのか、あるいは自らをそこに組み込んでいったのか。従来、朝貢体制から条約体制へという図式で理解されていたこの問題は、朝貢体制という概念そのものの妥当性が問い直されるなかで、多くの論者の関心を集めている。本論文の主要なテーマである「属国」について言えば、中国が「属国」に干渉するのは、宗属関係から考えて当然のことであると考えられてきた。しかし、近年の研究は、清が「属国」に対してほとんど介入しなかったことを明らかにしている。1880年代、清は西洋列強の侵略や日本の勃興に対抗するために、西洋的な国際観を摂取し、自らの改編を試みた(「中華帝国の再編」)。清が、それまで多分に名義的であった「属国」との関係を実質化しようとした結果、西洋列強や日本との緊張が高まり、軍事的衝突を引き起こすことになる。1884年の清仏戦争は、こうした衝突の最初の事例である。本論文は、最新の研究動向を踏まえ、清仏戦争に至るまでの、ベトナムをめぐる中国とフランスの関係を再検討することで、東アジアの国際関係の変化を新しい視点で描き出す試みである。

第一章「フランス対清朝サイゴン条約通告と越南遠征」は、清の越南遠征が清仏関係においてもつ意義を明らかにする。1874年、第二次サイゴン条約でフランスはベトナムを事実上保護国化した。フランスは清に同条約の承認を求めるが、その際フランスの駐清代理公使が、ベトナムは「中国の属国である」という清側の回答を、「中国の属国であった」と故意に誤訳することで、両国の衝突が回避されたと言われてきた。従来の研究では見過ごされてきたが、実際には当時、清の軍隊がトンキンに派遣されており、この事実が清仏関係に少なからぬ困難を突きつけていた。論者によれば、フランスが清に条約の承認を求めたのは、越南遠征を止めさせるためであった。おりよく清が匪賊鎮圧という目的を達して自主的に撤兵したため、「宗主権」を問題にしないですむ状況になり、衝突は回避された。しかし、フランスは清がサイゴン条約を承認していないことを知っており、清が再度遠征すれば、いつでも衝突が起こりうる状況にあった。

第二章「清仏戦争前、フランスの清越関係観に関する一考察」は、第二次サイゴン条約から清仏戦争までの時期を取り上げ、清越関係、とくに清の越南遠征に象徴される「宗主権」の問題をフランスがどのように認識し、それが清仏関係にいかなる影響を与えたかを論じる。1878年、清が李揚才を討伐すべくトンキンに軍隊を派遣したことで、「宗主権」を取り上げないで済む状況が破られ、フランス議会は越南遠征軍の派遣を決定する。李鴻章と駐清公使ブーレの交渉で、清仏がトンキンの保護権を分割するという覚書が作成される。事実上、清の保護権を認めたこの覚書を、コーチシナ当局も本国政府も拒否する。従来考えられていたように、中国をとりまく伝統的な国際関係が西洋的基準に適合すると見なされることで、西洋の進出が抑制されるのではない。ベトナムの場合、清の宗主権が西洋的基準に見なされたことが、西洋の進出を加

速させたのである。

第三章「同治・光緒越南遠征考：「自行辨理／自辨」言説について」は、清越両国にとって越南遠征が何を意味したのかを明らかにする。清がベトナムの要請にもとづき出兵したのは、「属国」への軍事介入が宗主国の責務であると考えてのことではなかった。19世紀に入ると、中国では全国的に反乱が相次ぎ、「社会の軍事化」といわれる様相を呈する。ベトナムにおける華人の反乱もその一環で、清は反乱が自国に波及するのを恐れて出兵した。清はベトナムへの関与を極力避けようとしたが、華人匪賊の猖獗により越南遠征を続けざるをえなかった。越南遠征とは、清越関係史において、例外的な事件であった。しかし、結果的には、この特殊な関係が敷衍され、清仏関係を規定していくことになる、と論者は主張する。

第四章「清仏戦争前における清朝対仏政策の転換過程」は、清の越南遠征に対する位置づけの変化をたどる。最近の研究によれば、1880年代に清が「属国」政策を転換した結果、清仏戦争が起きたとされる。しかし清の越南遠征は1869年以来、断続的におこなわれてきた。前章で見たように、それは必ずしも宗属関係によるものではなかったが、ベトナムをめぐる清仏の対立が高まるなかで、清は越南遠征を「属国」の保護権行使によるものと位置づける。つまり、清は名目的にすぎなかった宗属関係を実質的な保護関係に意図的に転化したのである。かくて清仏はともにベトナムの保護権を主張し、両者の対立は解消不能となった。論者によれば、この時期、清が属国に出兵していた事例はベトナム以外にはない。琉球やビルマでなく、ベトナムで戦争が起きたのも、まさに実質的な保護権を主張できる事実が存在したがゆえであった。

第五章「清仏戦時中国の主戦派」は、1870年代後半以降、中堅若手の官僚が唱えた対外強硬論を取り上げる。「清議」は伝統観念に基づく保守的な攘夷論とみなされることが多い。しかし実際には、「清議」を唱えた者たちは決して伝統的な宗属関係を前提とせず、西洋的な国際関係を踏まえた上で、強硬な議論を展開した。こうした「清議」の存在が、ベトナム介入に消極的な李鴻章を動かし、清仏開戦を導くことになる。

第六章「清仏戦争への道程」は、1884年5月の李・フルニエ協定を再検討し、清仏戦争が勃発した原因を明らかにする。同協定は、中国は駐留軍を「国境上」に引き上げると規定しており、撤兵に応じなかった李鴻章の責任が問われてきた。しかし論者によれば、清はトンキン残留に含みを持たすため、わざわざ原案にない「国境上」という言葉を挿入させたのであり、フランスはそれを知りつつ、協定にはない「清越国境線を越えて」という言葉を用いて撤兵の要求をしたのである。

第七章「清英「ビルマ・チベット協定（一八八六年）」の性質」は、ビルマをめぐる清英間の協定交渉が、ベトナムをめぐる清仏間の天津条約交渉と同じように、双方に都合のよい形で条文が作成されたことを論ずる。すなわち、清とビルマの関係は英語版では対等、中国語版では宗属関係と解釈できた。清は名目上ビルマを「属国」としてつなぎとめることに成功したのだが、協定締結直後から清はビルマを失ったという

言説が広がった。もはや「属国」という存在はその意義を失ったのである。

中国語とフランス語の文献を駆使して書かれた邵循正『中法越南関係始末』（国立清華大学、1935年）以来、清仏戦争に関する研究は数多くなされてきた。論者が利用した史料は決して目新しいものではない。しかし東西の史料を丹念に読み込み、比較対照することで、清の越南遠征の意義を見いだすにいたった。論者が明快に論証したように、遠征軍の存在は属国をめぐる清仏の関係を危機に陥れ、両者の衝突を不可避なものとする最大の要因であった。本論文は清仏戦争研究にまったく新しい視点を持ちこんだのみならず、中国の近代化を考える上で、大きな示唆を与えてくれるものであり、高く評価できる。ただ、いくつか改善すべき点もある。ベトナム自身の状況についてもう少し踏み込んだ記述がなされるべきであったこと、新疆や朝鮮を含む「中華帝国の再編」全体を見渡した議論がなされるべきであったこと、などである。今後のさらなる研鑽に期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2013年2月19日、調査委員三名が論文内容とそれに関わる事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。